（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 30.2.19 千選管 第　号

収支報告書（平成 29 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（りっけんみんしゅとう ちばけんだいさんくそうしぶ）

1　政治団体の名称　立憲民主党 千葉県第３区総支部

2　主たる事務所の所在地　千葉県市原市姉崎海岸２７番地

3　代表者の氏名　岡島　一正

4　会計責任者の氏名　坂本　浩成

問合せ先

（担当者）坂本　浩成

（電話）090-3041-0885

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　岡島　一正
・公職の種類（該当する方に○→）　衆議院議員（現職）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☑ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成29年12月11日 から 平成29年12月31日 まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 8 9 9 5 0	2 9	3 0 0 2 1 9	100,000

収　支　の　状　況

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

全団体必要

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0			100,	000
①（前年からの繰越額）	0	2	0				0
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0			100,	000
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0				0
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0			100,	000

２．収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			100,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0			100,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0			100,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			岡島　一正			100,	000	H29.12.12	千葉県市原市姉崎395番地	衆議院議員	
8	0	0	この頁の小計			100,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計			100,	000				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無 ／	備考
ア　土地	0	1	0	□	☑	
イ　建物	0	2	0	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	0	5	0	□	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑	
キ　有価証券	0	7	0	□	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☐ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「☐」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 30 年 2 月 19 日

政治団体の名称　**立憲民主党 千葉県第3区総支部**

会計責任者の氏名　**坂本　浩成**　坂本 印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成３０年２月１９日

立憲民主党千葉県第３区総支部

代表　岡　島　一　正　殿

登録政治資金監査人　水村龍次

登　録　番　号　第３３９８号

研　修　修　了　日　平成２２年２月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第３区総支部の平成29年に係る法第17条第１項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、第19条の13第２項の定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアル基づき政治資金監査を行ったことを報告することにある。

（４）この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第３区総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党千葉県第3区総支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

立憲民主党千葉県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党千葉県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上